

嶺上之証人衆跡私考

石渡, 隆之 / ISHIWATA, Takayuki

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

29

(終了ページ / End Page)

41

(発行年 / Year)

1962-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010672>

嶺上之証人衆跡私考

石 渡 隆 之

一

「嶺上之証人衆」という名称は決して有名なものではありません。それは中央史とは無関係な、一時期における一地方小武家集団の名称なのです。具体的にいえば、永祿年間、後北条氏治下の相模国三浦郡公郷村においてささいな事件を起こした吉田和泉守、武信濃守、江沢美濃守、飯森三郎左衛門、三平主税助の五名の者をいいます。

それではこれらの者は地方史上では有名な存在なのかと申しますと、これまた否といわざるを得ません。

これは対象とする嶺上之証人衆に関する史料が極めて少ないことに直接の原因があると思われませんが、一般的にいつて後北条氏に関する研究がいわば中央史的に(中

央史の一部として)取り扱われ、または概説的に述べられて、その末端機構の具体的検討がまだ完全でないところがあるためではないかと考えられます。

ところで、嶺上之証人衆について言及された文献は現在のところほとんどなく⁽¹⁾、また嶺上之証人衆という名称のみえる文書も僅かに二通を数えるのみです⁽²⁾。はじめは一般的な史料解読のつもりでこの二通の文書に当たっていたのですが、どうもこの「嶺上之証人衆」がひっかかりません。いったい嶺上之証人衆とは何者なのかどのような性格を有する者なのか、こういったいわば文書を解釈する手掛りとして、嶺上之証人衆について重箱の隅をつつくようなせんさくを試みようとしたのが小稿を起す動機となったのです。

ところが史料不足とはいえ、北条氏の一般的な政策を

背景に考え、三浦郡における旧三浦氏の残存勢力などを考慮したうえで、さらに嶺上之証人衆と間接に関係ありと思われる他の一、二の文書をも通読し、これら相互の連絡をたぐってみますと、どうも嶺上之証人衆を中心として一つの事件があったらしい、そしてそれが、たまたま北条氏の政策——高等政策ではなく、現地における術策とまでみえる具体的な末端政策——をなまなましいまでに表現している、と、このように考えられたのです。

小稿ではしたがって、動機は「嶺上之証人衆」の解明にあったのですが、結果的には、「嶺上之証人衆跡」の措置、処分に見われた北条氏の末端政策の具体的な様相をみることに目標が移っていきましました。(ただこれによって北条氏の末端政策の全存在形態を結論付けようとするものではなく、具体的な事件に即して現われた政策の一端を述べたものであり、この意味では「嶺上之証人衆」事件についてのみのものとも限定できませんので、小稿の標題もあえて北条氏の政策を主体とするような表現をとらなかつたわけです。)

ただ、限られた史料の中で小稿のように解釈することが妥当かどうか、これは単に解釈の一方向を示すにすぎないのではないか、観点を変えれば別の結論が導き出せるのではないか、こういった疑問はたしかにあります。

それは「史料に語らせる」という史学の常道を逸脱して、多分に推測による独断を下した当然の結果でもあります。この意味では一種の中間発表なのですが、中間は中間なりに一応のまとめをしてみたい、独断とはいっても、幾通りにも考えられる筋を一つの線に統一するためには、それなりに、このように解釈することが最も妥当であるという、私なりの現段階における一応の結論を得たつもりであることは申すまでもありません。(標題に「私考」と付記したゆえんです。) ただ先にも申しましたが、このことに関する文献がほとんど見当たりにませんので、小稿の独断に対する高所からの批判があれば幸いです。そういった批判を期待する呼水の役目ともなれば、なお望外の喜びと考えます。

二

約四世紀にわたって三浦一帯の支配に任じてきた三浦氏は、永正十三(一五一六)年、北条氏によって滅ぼされました³⁾。その三浦新井城落城の際、三浦陸奥守道寸義同が嫡子三浦新介荒次郎義意とともに花々しい討死をとげたことは周知のことですが、このとき道寸は吉田・富沢・糟谷・鈴木・高梨・岡の六士を「武勇にして思慮ある郎党」として老臣から選定し、季子弥次郎につけ

て安房に逃れしめます(4)。弥次郎は安房の名跡正木氏を嗣ぎ、正木弥次郎時綱と称して里見氏の旗下に属します(5)。そしてその里見氏は後日、陸路下総国府台を経て、また海路浦賀水道を距てて新興の北条氏に敵対することとなります。

いっぽう関東一円を支配しようとする野望に燃える北条氏は、最初の強豪三浦氏を滅ぼすとただちに対岸房総の里見氏に備え(6)、占領地三浦の強化、治安維持につとめます。その方策としてとられたのが旧三浦氏の勢力の利用ということでした(7)。小田原衆所領役帳(8)によりますと、旧三浦氏の息のかかった多くの士の氏名を見出すことができません(9)。就中、正木兵部大輔は先に安房に逃れた正木弥次郎時綱の一族であって(10)、彼が公郷村等数カ所計六九八貫七二七文を領した(11)ということとは重要な意義があります。つまり、三浦の安定には三浦氏の血統を利用するのが得策であるとする北条氏の政策の現われに外なりません。三浦の住民が感情的に北条氏の支配を好まない気風を潜在的に持っていただけにも三浦氏の後裔たる正木氏の一族が三浦にあるということから、ある種の安堵感を持ち、これがやがては北条氏の施策へ好結果的にはねかえっていくことになりました。北条氏はそういったことをも計算に入れ、戦後当面

の間は三浦氏の有形無形の力を利用する必要があったわけです。

さて、正木氏の一員が三浦に復帰したのはいつのころかわかりませんが、あるいは正木氏と主家里見氏との間に若干のいざこざがあったとき(12)ではないかと思えます。そしてそのとき、後に嶺上之証人衆と呼ばれる吉田氏以下数名の者(世代的には当代かまたは前代かもしれません)もひそかに正木氏について復帰しました。彼らがどういう目的で三浦に帰ったかを推測してみますとおそらく正木氏のボディガードの役目に当たろうとしたのではないでしょう。正木氏が北条氏に招かれるには(正木・里見の内訌もさることながら)それ相応の交渉があったと思われませんが、相手は名うての策略家、どんな裏があるかもしれないことを慮って、いわば北条氏には内密に正木氏に従ってきたものでしょう。そしてまたできうれば、三浦を再び北条氏の手から奪いかえそうという積極的意志を持っていたかもしれません(13)。その際の戦力の中心となるのは彼ら一同であり、旗印として担ぎあげるものももちろん正木氏です。このような目的を持った彼らの態度が、北条氏に対して警戒的であり反融和的であったろうことは想像に難くありません。正木氏も半ば野心は存しながらも、現実的には北条氏覆滅

はとても不可能であり、むしろ嶺上之証人衆をなだめる側に回つたろうと思われれます。いわば危険な爆弾を懐中に抱いているようなわけですから。

さてここで嶺上之証人衆の素性についてももうすこし具体的に検討してみたいと思います。

まず吉田和泉守ですが、彼は新井落城の際、弥次郎時綱に従つて三浦を離脱した六士の一人たる吉田某の後裔・連累者と思われれます。つまり三浦・吉田の主従關係が正木兵部大輔と吉田和泉守まで続いていたと考えられるのです。正木兵部大輔が公郷村を領したこと、嶺上之証人衆跡がその公郷村の一部にあつたこととは、單なる偶然の一致とは考えられませんが。

次に武信濃守ですが、これは間違ひなく三浦郡武村(14)の名を負つたもの、つまり三浦党の一派たる武氏の後流であると断じて誤りありません。東鑑にも所々に武氏の名がみえますが(15)、そのほか三浦介義同に従ひ、相模国中郡鴨沢城(16)に討死した武和泉守は、その呼称、またその時代から推して武信濃守の父か祖父の代であろうと思われれます。ともかく三浦氏滅亡後とはいへ、「武」という明白な在名を称する者は、かつての名流三浦党の武氏以外には考えられませんが。

最後に江沢美濃守、飯森三郎左衛門、三平主税助につ

いてですが、この三氏については扱ふべき記録が見当たりにません。しかし三浦党と密接な關係がある吉田氏や武氏と「衆」的結合をなしている以上、これも同類つまり旧三浦氏の家臣ないしはその子孫だと思われるのです。

ともあれ正木氏はまず彼らの経済的安定を図る必要から所領の一部をさいて彼らを扶持します。もともと北条氏に対すおもわくからそれは公郷寺方のはずれ、宗源寺(17)との境界近くの小山間地の経済的にはそれほど価値の高くない所を与えます。もちろん一定の四至を厳密に限つて指定したわけではなく、およその見当で差し示し、あとは彼らの自発的な開発にまかせます。このことは正木氏が万一の場合の北条氏への釈明の余地を考慮した結果と思われれます。

山間嶺上部へ態よく追いやられた彼らは、それでも本来の使命を忘れず、周辺の未利用地を取り入れて自己の基盤を拡張します。その結果、隣接する宗源寺をも侵蝕することとなりますが、正確な地図があつたわけではありませんが実際にその境界はごくあいまいなものだつたようです。宗源寺の領主、田中弥四郎(18)が表立つた抗議をしなかつたのは、この境界線のあいまいなこと経済的にそれほど重要でないこと等を勘案し、また豪族正木兵部大輔とあえて事を構えたくないという配慮等の

結果であると思われれます。

ところで嶺上に居を構えた彼らの動静が、いつか北条氏の知るところとなるのは自然のなりゆきです。しかも北条氏に対する警戒の眼は、逆に北条氏から注目される結果となり、彼等の使命の概略も知られてしまします。

北条氏は、嶺上之証人衆の不穏な行動をけんせいすべく硬軟両様の態度をとります。

まず、宗源寺の地侍古敷谷弾正忠⁽¹⁹⁾をして、また弾正忠は家人源七郎をして、僅かずつ嶺上之証人衆跡を摘発させていきます。飛地とか周辺部とかがさし当たっての対象となり、彼らを刺激しながらも彼らの隠忍の限界を超えない範囲で、一兩年にわたって摘発を続けます。彼らはこれに対して抗議することができませんが、それは弱点を持つ者のつらさであったでしょう。

北条氏はこうしておいていっぽう嶺上之証人衆の懐柔にかかります。北条氏は嶺上之証人衆を説得し、それとなく彼らの鋭鋒を収めしめ、その担保として正木氏の処遇を保証すべきことを申し入れます。これによって彼らは北条氏が正木氏に対して不当な処遇や圧迫を加えたとき、自ら証人となってその訂正除去を申し入れる権限(?)を取得したということになるわけです。嶺上之証人衆という呼称は、彼らの居住地と、彼らのこういった性格

から呼びならわされるようになったものと考えます⁽²⁰⁾。

北条氏はさらに彼らの本領(?)を安堵します。もともとこの本領安堵は単に彼らの懐柔のみならず、彼らと土地との緊縛度を強めて不穏な動静を少しでも制約しようとの意図もあったことでしょう。いっぽう嶺上之証人衆は、これによって古敷谷氏の侵略に対する防壁を得ることになるので、文字どおり安堵するわけですが、その前提としてその土地の内容を申告させられます。そしてその申告を「宗源寺の田畠貫文」ということにします。本来なら「寺方」とすべきところですが、寺方と宗源寺との境界があいまいなこと、将来何らかのきっかけにより正木氏に累の及ぶかもしれないことを考慮して「宗源寺」としたものと思われれます。また卅貫文も正確に実測したわけではなく、だいたいのところをいったままでしよう。

このようにして北条氏から本領安堵を受けた嶺上之証人衆は、それでは北条氏に対して忠誠の態度をとったかと申しますと、表面上一応は恭順の意を表しながら、内実は依然として反抗の態度を捨てません。北条氏も彼らの積極的な忠誠は期待しませんが、消極的とはいえ彼らの不穏な行動に対しては常に警戒を怠りませんでした。やがて嶺上之証人衆は北条氏によってあえなく追放さ

れ、その「宗源寺の田畠」は没収されますが、北条氏からみればこれは予定のコースをとったにすぎません。そして、北条氏は没収した「宗源寺の田畠」と「百姓隠田」を功績者たる古敷谷弾正忠に与えましたが、それは次の文書によって知ることができません。

此間嶺上之証人共に被下候宗源寺之内田畠卅貫文目被下候、其外年来百姓隠田拾貫文之分、一兩年以来源七郎見出候由間被下候、但田地之是非者以〇年程御検見之上可被渡下候、仍如件
永禄 四年 四月三日

遠山新四郎

奉

(虎朱印)
小敷谷弾正忠殿

ここでこの文書について若干の考察を加えてみましょう。

北条氏が宗源寺の田畠を嶺上之証人衆に与えたのは「此間」であって、これを与えるや間もなく没収したものであることがわかります。つまり没収するために与えたようなものです。ということは、北条氏をはじめから嶺上之証人衆を陥れようと計画していたことが推察できます。それを一方的、弾圧的に行なわず、いわば合法的に行なったということは、正木氏を納得させようとする

北条氏の配慮の現われと考えられます。そうした反面、「嶺上証人衆」といわず「嶺上之証人共」といって彼らに対する感情を顕わに示すことによって正木氏の干渉を未然に防止しようとしている意図もうかがえるのです。

次に「百姓隠田」の摘発ですが、これは「一兩年以来」行なわれ、宗源寺の田畠を公式に嶺上之証人衆に与えた「此間」よりは前のようです。つまりその存在はずで「年来」から探知されていたことがわかります。そしてこれが実は「宗源寺の田畠」と一連のものであることはわかっています。彼らに安堵した時期よりも早く摘発された関係で、名儀上その部分を「百姓隠田」として取り扱ったものでしょう。「百姓隠田」の摘発がありながらその隠田所有者たる百姓の処罰のみられないのは、以上の推測を可能にするものです。ただここで注意しなければならぬのは、実際には宗源寺の田畠卅貫文と「百姓隠田」十貫文とは重複している部分があったらうと思われる点です。したがって実際には両者の計は四十貫文に満たなかったと考えられます。なお「田地之是非」云々といっていることは、この土地に従来検見の棹が入っていないことを物語っています(2)。かつて嶺上之証人衆が不法に所持していたものですからそれはまた当然のことでしょう。

三

以上で嶺上之証人衆に対する一件は一応落着をみたわけですが、なお「宗源寺の田畠」すなわち「嶺上之証人衆跡」がその後どのような経過をたどっていったかをみていきたいと思えます。それは、この土地をめぐる北条氏と古敷谷氏との間に虚々実々のかけひきがみられるからです。

古敷谷氏は宗源寺の田畠卅貫文、百姓隠田分十貫文、計四十貫文の土地を入手したことになりますが、実際には両者に重複部分があつて三十数貫文であろうと推定したことは先に述べました。この間の事情を最もよく知っていたのは、ほかならぬ古敷谷氏自身であつたはずで、とすれば、実高四十貫文に満たない土地を四十貫文として受け取つたことには何か意味があるに違いありません。おそらく嶺上之証人衆に宗源寺の田畠が安堵される前、古敷谷氏が百姓隠田と称して摘発した部分には、後に「宗源寺の田畠」と規定される部分が含まれていたと思われまゝです。したがつて「宗源寺の田畠」が卅貫文と規定されたとき、つまりこの地が嶺上之証人衆に安堵されたとき、百姓隠田分については重複部分を減すべきでしたが、実地調査を行なわない北条氏はこのことに気付

きませんでした。古敷谷氏はこのことを承知のうえでこの文書を受取つたのですから、将来、未開地をとり入れていつとはなく実際の四十貫文にもつていこうと考えていたのではないのでしょうか。北条氏もしばらくの間はこのからくりが気付きませんでした。

ところが、北条氏は、嶺上之証人衆の処罰を実施すべくその罪科を追及しているうちに古敷谷氏のこのからくりが気付きまゝす。そしてまた、経済的価値の低いこの地域が正木氏を監視する場所としてはまたとない所であることを知り、その一部を北条氏直轄の地としようと思つてます。(なお「宗源寺の田畠」が嶺上之証人衆の跡目領であることも判明しました。)

そこでまず古敷谷氏の処分ということが考えられますが、古敷谷の詐取しようとした土地は僅かであり、このために古敷谷氏を敵側に追いやることもなく、むしろまだ利用価値があると考へてこれは一応不問とします。

次に古敷谷氏に与えた土地ですが、仮にも虎朱印(22)をもつて通達したものを朝令暮改式に取り上げるわけにはまいりません。四十貫文という数字も一応はオーソライズされたものですから、その一部でも取り返すには余程の理由と、相手方(古敷谷氏)の納得が得られなければなりません。

そこで北条氏は「百姓隠田」分のあいまいさに乗じてこの部分を収公しようと企図します。そしてそのために考えなければならぬことは、古敷谷氏の忠誠心を傷つけないこと、しかも古敷谷氏に有無をいわせないこと、この二点を同時に解決する必要があります。古敷谷氏に有無をいわせないだけならば力づくで解決できますがそれは古敷谷氏の忠誠心を害することになります。また古敷谷氏の忠誠心を尊重するならば、有無をいわせないことはとても不可能と思われまます。ところがこの矛盾する二点をたくみにとりあわせたのが北条氏の政策であり、具体的には次に示す文書なのです。

嶺上証人衆跡出置事

八貫文

吉田和泉寺⁽²³⁾

八貫文

武信濃守跡

八貫文

江沢⁽²⁴⁾美濃守跡

八貫文

飯森三郎左衛門跡

八貫文

三平主税助跡

以上四拾貫文

右五人跡出置之候、猶此上も抽而至走廻可被加褒美旨被

仰出状如件

(永禄四年)

西七月廿日

(虎朱印)

遠山新四郎

奉

古敷谷弾正忠殿

この文書を何の疑いもなくさらっと読めば、なるほどこれは「北条氏に対する忠誠を褒賞した北条氏の感状」⁽²⁵⁾に違いありません。古敷谷氏もこれを受け取ったときそれを疑いませんでしたし、北条氏もまた古敷谷氏がそう思うことを期待して与えたものに違いありません。ところが感状とみせかけたこの文書の真の意味は「百姓隠田」分の収公を裏面から宣告するふくみを持っているのです。つまりこの文書は①「宗源寺の田畠」は「嶺上之証人衆跡」であったことの確認・宣告。したがって②「嶺上之証人衆跡」を摘発したこととその内訳を述べているにすぎず、これを与えるとは言っておりません。また③今後も忠誠を抽んできた場合には褒美を加えるといっているのみで、今回の賞については全然触れていないのです。ということは「弾正忠に嶺上之証人衆跡(宗源寺の田畠)を与えるといったがそれは卅貫文である(四十貫文ではない)。このほか百姓隠田の分を与えるといったが調査の結果百姓隠田というものはない(すべて嶺上之証人衆跡であった)。ことがわかったのでこの分は与えるわけにはいかない。」と後日このように古敷谷氏に對して言い得る余地をこの文書は残しているのです。古敷谷氏がこの文書を受け取ったとき何らの抗議も申し入

れなかつた（感状として受け取っている以上それは当然です。）ということは、このことを納得したものと理解されても仕方がないわけです。なおこの文書の四十貫文は先の文書の数字につじつまを合わせたものであり、その内訳が各人八貫文ずつときれいにそろっているのは、この数字が人為的に工作された結果であることを物語っています。

さて北条氏は古敷谷氏に与えた土地は卅貫文と解し、古敷谷氏はこれを四十貫文と解してしばらくはそのまま小康が続きます。しかしやがて両者の間にこの食い違いをめぐって当然のいざこざが生じました。そうして北条氏は成行き上この土地が収公された分であること、それは西七月の文書に明らかである旨を告げます。古敷谷氏は驚いてその文書を読みかえし、はじめてその真意を解し、四月に続いてなぜ七月に同じような趣旨にみせかけた文書が出されたかの意味をも解します。そしておそまきながら収公された十貫文分の回復について北条氏と折衝を行ないます。北条氏もさすがに後めたい気があつてか、この折衝には応ずるが如く応じないが如くの状態を持し、適確な回答を与えません。そしてさらに古敷谷氏を懐柔すべく別の手を打ちます。それは「守護不入権」という北条氏治下においては単なる名目的ともみられる

古めかしい権威を古敷谷氏に与え、これと引きかえに十貫文分をあきらめさせようと交渉します。この提案を受けた古敷谷氏は、守護不入権を蹴って四十貫文を主張するか、これを受け入れて卅貫文とすべきかについていろいろ考えます。そして貫高についての調停がまだ最終的にきまらないまま、次の文書が古敷谷氏に渡されます。

三浦郡公郷寺方給田之事²⁶ 段銭懸銭棟別銭 諸役共に
守護不入として永代出之置者也 仍如件

（永祿五年）

壬戌

正月廿四日

遠山新四郎

（虎朱印）

奉之

古敷谷弾正忠殿

ここに「宗源寺の田畠」が実は公郷寺方に所在するものであることが宣明されていることは注目に値します（ということは北条氏が正木兵部大輔に対してもやや強い態度をもって臨んでいることを意味します。）が、それはともかく、北条氏はこれによって強引に卅貫文の方向に押しきろうとし、古敷谷氏はまだ四十貫文にも交渉の余地があると解して一応これを受けます。もしこれを受けないでこの段階であくまで四十貫文を主張することは北条氏と敵対関係に立つ危険性も予想され、古敷谷氏

もそれを避ける意味で一歩譲歩のつもりで貫高の記載のないのを幸いにこれを受けたのかもしれない。この文書を奉行した遠山新四郎(27)も早急に北条氏に結果を報告しなければならぬ必要を感じて、やや一方的にこれを古敷谷氏に押しつけ、そのかわり古敷谷氏を刺殺することを避け、最終的な納得を将来に托して貫高の記載を省いたのでしよう。そうとすれば遠山氏もなかなかの政治家だったということになります。

こうして両者の和解とも冷戦ともつかぬ関係が続ぎ、硬軟両様の折衝が重ねられたことと思われませんが、時がたつにつれて北条氏の意図の方向に落ちついていくことは止むを得ない実力の相違の結果といえましょう。永禄六年には古敷谷給田は卅貫文として公郷村の百姓に公示されます。

公郷寺方定納配分之口^(虫く)

百壹貫八百五拾六文 定納之辻

此内

卅貫文

廿貫文

拾貳貫文

以上六拾貳貫文

卅五貫貳百五十文

小敷谷給田
糟谷右衛門給田

橋本に被下

佐竹足永島分

四貫六百六文

御料所方

以上卅九貫八百五拾六文

合百壹貫八百五十六文

以上

右如此給田ニ引渡諸役除之 残所之佐竹之足并御料所ニ懸ル諸役等をハ可勤之者也 仍如件

(永禄六年)

癸亥十二月十二日

(虎朱印)

公郷寺方百姓中

この文書の「御料所方」はすなわちかつての「百姓隠田」で北条氏の直轄地とされた所であり、「橋本に被下」た中にもあるいは一部これから割いた所があるかもしれません。ともあれ北条氏の柔軟なねばり気のある政策の勝利の意味もさることながら、北条氏が「百姓隠田」すなわち「嶺上之証人衆跡」の一部すなわち「御料所方」をこのようにしてまで確保したことは、この地域がいかに重要な意義を持つ場所であったかということを物語っています。

四

以上で尻切れトンボの小稿を終わるわけですが、最後

にとつてつけたような「まどめ」を添えてしめくくりの代わりとします。

1 北条氏は三浦半島を支配するのに最も有効な手段を講じています。それは旧三浦氏の残存勢力を巧みに傘下にくりこんだことにみられ、また危険分子を一挙にはなく徐々に、一方的強圧的ではなく第三者を納得させながら合法的に行なっている点にみられます。

2 正木兵部大輔は結果的にみれば北条氏に最も利用される立場に立たされました。(これについては詳しくは触れていません。)

3 嶺上之証人衆は北条氏にとって一つの危険分子でした。彼ら自体はそれほど問題とするに足りなくとも、彼らが正木氏を担ぎあげた場合にはゆゆしい大事に至ることも予想されます。嶺上之証人衆は一時、北条氏から合法的存在として認められますが、たちまちのうちに没落させられてしまいます。彼らが折あらば北条氏を倒して三浦氏を担ごうとした意図は壮なるものがあるにしても、その時期到来を期待することがすでに時代遅れである点に気付かなかったことは悲劇であり、また喜劇でもありました。

4 古敷谷弾正忠もまた自らの出世街道を強引に押し進んだ一人ですが、結果的には北条氏に利用された一人

にすぎないことを身をもって体験しなければなりません。でした。

要するに北条氏対正木氏、北条氏対嶺上之証人衆、北条氏対古敷谷氏という対立関係が設定できるのですが、いずれも北条氏の圧倒的な勝利に帰しているのです。つまり北条氏の基本的な大政策は、びくともせず、それに比較すれば嶺上之証人衆跡の一件は末梢的な小事にすぎないということがわかります。したがって彼らそれぞれを北条氏と対比させること自体がナンセンスであるとの見方もできましよう。しかし、こういった目に見えない小さなできごとの積み重なりが、結局東国における北条政権成立の基礎となったはずであり、その一つの例証としての意味がもし小稿に認められるとするならば、小稿の一応の意図は達せられたこととなります。

註

(1) わずかに岩崎義郎氏が、「相模国三浦半島の古文書について」(横須賀市博物館研究報告(人文科学)第五号(一九六一年三月)所収)においてこれに触れているのが、私のみた唯一のものです。

(2) 東京大学史料編纂所所蔵「相州文書」筆写本。以下小稿に引用した文書はすべて同じ。なお相州文書には「嶺上証人衆」、「嶺上之証人共」と書かれています。小稿では「嶺上之証

人衆」と記してその読み方をも明らかにしておきました。

- (3) 小田原記は永正十三年七月十一日、北条五代記は永正十五年七月十一日

(4) 北村包直氏「三浦大介及三浦党」

(5) 系図綜覧第二所収「正木家譜」

(6) 田中義成氏「後北条氏の武相経営」(『武相郷土史論』所収)

(7) たとえば新井落城の際、城ヶ島に籠って頑強に北条氏に抵抗し、最後まで降らなかつた出口氏ら十氏を講和後に傘下に収め、三崎十人衆と称して知行を与え(小田原衆所領役帳、北条五代記)、三崎海防の要衝たらしめたのはその最も著しい例といえましよう。

(8) 東京市史外編集中小田原衆所領役帳、また統群書類従卷七一、武家部五七、小田原衆所領役帳又北条家所領役帳

(9) たとえば横須賀安芸寺(横須賀)、朝比奈孫太郎(三戸)等いづれも三浦氏の系統です。横須賀安芸守連秀の女は里見刑部大輔成義の妻となつていて(系図綜覧第二所収「里見系図」)北条氏としても油断ができません。また朝比奈氏は小田原合戦の際、豊臣方に属します。

(10) ただし「正木家譜」に記載はなく系譜的な位置は明らかではありません。

(11) 内訳、一〇〇貫七一一文長坂、一一九貫九一九文金田、一八七貫〇三七文矢部、四六貫四四一文佐野村、一二五貫八九五文浦賀、一一八貫七二四文公郷寺方(小田原衆所領役帳)。

この高は北条氏家臣団でも上位屈指のものです。

(12) 天津城主糟谷石見は、里見義豊に正木時綱を讒し、天文二(一五三三)年義豊は稲村城に時綱を撃ちました。(正木家譜)

(13) 岩崎氏は前掲論文において「北条氏に反抗する勢力」と規定しています。

(14) 現在横須賀市武

(15) 東鑑巻九に武次郎、卷三十二に武三郎、武小次郎、武次郎兵衛尉、卷三十四に武小次郎兵衛尉、卷三十八に武左衛門尉。

(16) 鴨沢城合戦の正確な年代は不明ですが、関係の相州文書(ここには省略)によれば、明応、文龜、永正年間のことと推定できます。

(17) 「寺方」も「宗源寺」も三浦郡公郷村の字

(18) 小田原衆所領役帳

(19) 古敷谷弾正忠については別に発表したことがあります(昭和三四年年度法政大学史学会大会「東国地侍の發展過程」(要旨は「法政史学」第一三三号、昭三五・一〇)。同発表は古敷谷弾正忠の向上過程を述べたものであり、小稿は同一テーマの一部を北条氏の支配という側面からとらえたものです。両者を参照すれば古敷谷氏の向上の限界というもの、つまり北条氏に利用される範囲においてのみ向上できたということが観取されましよう。)

(20) 岩崎氏は前掲論文において嶺上之証人衆を嶺上衆と呼称して小田原衆所領役帳に「正木兵部大輔百拾八貫七百廿四文公郷寺方岸上衆に被下」とある岸上衆と「同衆かを思わせるもの

がないでもない」と指摘しています。

②小田原衆所領役帳をみますと、「検地増分」という称呼がみられ、それによって丙寅（永正三年）、庚辰（同十七年）、壬辰（天文元年）、壬寅（同十一年）、癸卯（同十二年）、甲辰（同十三年）、壬子（同二十一年）乙卯（弘治元年）にそれぞれ検地が行なわれたことがわかりますが、いずれも三浦郡以外の地です。三浦郡では僅かに一カ所浦ノ郷において辰年（おそらく丙辰、弘治二年）の検地がみられるのみで、これは北条氏が三浦半島を支配するのに特殊な配慮をした結果と思われまます。

②北条氏の公印

②吉田和泉寺の下にだけ「跡」の字がみえませんが、これは活字印刷の際の脱落ではなく、史料編纂所の数冊の筆写本を校合してみても皆ありません。したがって原本からなかったことは確かですが、そもそも原本において書き落したというのが実状でしょう。

④江沢はまた郷沢とも読めるような文字です。

②岩崎氏前掲論文

②事書きの次の文字からは行を改むべきが公文書の形式と考えられますが、相州文書（筆写本）では続けて書き流しております。

④遠山左衛門尉新四郎康英、彼は「後北条氏家臣団においては最も親近な小田原衆の中に属している。」（岩崎氏前掲論文）

（人事院管理局管理課勤務）

嶺上之証人衆跡私考（石渡）